

福岡市産学連携交流センターに係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市産学連携交流センター（以下「センター」という。）に係る指定管理者選定・評価委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴取するものとする。

- (1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の募集要項に関する事
- (2) 指定管理者の選定基準に関する事
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事
- (4) 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務（以下「管理運営業務」という。）に係る評価基準に関する事
- (5) 管理運営業務の評価に関する事

2 委員は、前項に規定する聴取に応じるため、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項について聴取を行うものとする。

- (1) 申請団体（福岡市産学連携交流センター条例施行規則（平成19年福岡市規則第15号）第17条第2項第1号の申請団体をいう。以下同じ。）福岡市産学連携交流センター条例（平成19年福岡市条例第19号）第21条第2項に規定する申請の内容に関する事
- (2) 指定管理者 管理運営業務の実施状況に関する事

(委員)

第3条 委員は、5人以下とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから福岡市経済観光文化局長（以下「局長」という。）が選任する。

- (1) 専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他局長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、局長が委員の中から指名する。

4 委員長は、委員会を主宰し、議事進行を行う。

(委員の任期)

第4条 就任した日から就任が属する年度の末日までとする。

2 委員は再任することができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて局長が招集する。

- 2 局長が必要と認めるときは、委員会の会議に、専門的事項に関し知識を有する者の出席を求めることができる。

(委員会の公開、非公開)

第6条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号、同項第4号及び第2項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。
 - (2) 第2条第1項第2号に規定する事項に関する委員会については、公開とする。ただし、その委員会の内容が、委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。
 - (3) 第2条第1項第3号、同項第5号及び第2項第1号に関する委員会については、非公開とする。
- 2 委員会を開催するときは、予め委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他の必要な事項を公表するものとする。
 - 3 第2条第1項第2号に規定する事項に関する委員会について、非公開とする場合は、委員会の冒頭において決定するものとする。この場合において、委員会を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 4 公開による委員会は、局長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合において、傍聴者に対し、委員会の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
 - 5 委員会に係る傍聴の手續等については、局長が別に定める。
 - 6 委員会は、指定管理者の選定及び評価過程（以下「選定過程」という。）における公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を作成しなければならない。
 - 7 選定過程については、委員会終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委員の任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、経済観光文化局創業推進部創業・大学連携課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、局長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。